

令和7年11月5日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月5日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
兵庫	淡路一宮	3両x30日	奈良	波多野	1両x60日
兵庫	市川	1両x60日	奈良	針ヶ別所	1両x103日
兵庫	松井庄	1両x96日	和歌山	和歌山中央郵便局 川辺集配分室	1両x110日
京都	和知	1両x116日	和歌山	かつらぎ	3両x41日
京都	伊根	1両x41日			

3. 処 分 日

令和7年11月5日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448